



中学校給食 Q&A



羽曳野市教育委員会

1. 給食の方式について

Q1. なぜ、全員喫食なのですか？

A. 羽曳野市では、令和 7 年度 1 学期まで選択制（ランチボックス形式）の中学校給食を実施していましたが、保護者から、事前予約制で急な注文変更に対応できないことや、生徒からは量の調節ができない、おかずが冷たいなどのお声があり、喫食率についても課題がありました。一生の健康の基礎である成長期に、栄養バランスのとれた食事の提供と、望ましい食習慣の習得がより一層求められている中、全員給食への機運の高まりや府内の実施状況等も踏まえて、同 2 学期から全員喫食に移行しました。

Q2. 「食缶方式」のメリットは何ですか？

A. 食缶方式では、食事を適温で提供することができるほか、生徒個人に合わせた量の調節が可能であるなどのメリットがあります。

給食のイメージ



Q3. なぜ、小学校と同じ献立にするのですか？

A. 親しみのある小学校と同様の献立内容を基本とすることで、選択制からのスムーズな移行をめざすことができ、食材も小学校と同様の方法で調達することで、安全で安心な給食の提供と、就学期からの継続した食物アレルギー対応をとることが可能となるためです。

Q4. 調理・配送等の民間事業者への委託とはどのような内容ですか？

A. 業務委託の内容は、調理施設の衛生管理、給食の調理・運搬・回収、学校配膳室への配膳員の配置などです。献立作成や食材の調達、給食費に関することなどについては、市が実施します。

Q5. 調理・配送等の衛生管理体制は？

A. 調理・配送等の委託業務に係る衛生管理については、文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」をはじめ、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」など食品衛生、公衆衛生及び学校給食に関する法令等に準拠し、各種衛生管理基準等を遵守し履行する能力を有する事業者を市が選定し、安全・安心な給食の提供に努めます。



2. 公会計化について

Q1. 給食費の公会計化とは何ですか？

A. 給食費の公会計化とは、学校給食費に関する収入及び支出を市の歳入・歳出予算に組み入れ、市が学校給食費の徴収管理を行う方法のことです。

Q2. 中学校給食費を公会計化する主な目的は何ですか？

A. 公会計化の主な目的は以下のとおりです。

(1) 学校給食の安定的な実施

市の予算により食材費を確保し給食物資を購入するため、学校給食を安定的に実施できます。

(2) 教職員の負担軽減

教職員による学校給食費の徴収や管理、滞納対応などの業務を市が行うことにより、教職員の負担を軽減し、生徒と関わる時間を増やすことができます。

(3) 保護者の利便性の向上

保護者が学校給食費を納付できる金融機関の拡充や、口座振替の申込みを、スマートフォンやタブレット端末で手続きが可能になるなど、保護者の利便性の向上を図ります。

(4) 学校給食費の徴収・管理の効率化

学校給食費を管理するシステムを導入することで、効率的な管理と、透明性の確保につながります。

Q3. 小学校給食費も公会計化されるのですか？

A. 羽曳野市では、全員喫食化と併せて、令和7年度2学期から中学校において公会計化を実施しました。小学校については、令和8年度に学校給食費の完全無償化となることで、保護者の納付手続きやそれに関する市の徴収事務が発生しないことなどから、現時点で実施の予定はしていません。

Q4. 公会計化にあたり、保護者はどんな手続きが必要ですか？

A. 給食費の納付先が市となりますので、はじめに市へ学校給食の申込み及び口座振替登録が必要になります。

Q5. 口座振替の手数料は保護者の負担ですか？

A. 口座振替手数料は市が負担しますので、保護者の方の手数料の負担はありません。

Q6. 給食費の滞納があった場合、どうなりますか？

A. 市から納付勧奨の連絡をします。また、長期滞納等の場合には、法的手続きをとる場合があります。

3. 生徒の持ち物について



Q1. 給食当番は小学校と同じようにクラスで供用ですか？

A. いいえ、中学校では給食当番の場合、家庭から持参した個人のエプロン、三角巾、マスクを使用しますので、供用しません。ご家庭でそれぞれご準備、お洗濯を含め管理をお願いします。

4.給食費について

Q1. 給食費はいくらですか？

A. 1食あたりの給食費は、380円ですが、令和8年度は、市の子育て支援策として食材料費へ公費負担を行うため、保護者にご負担いただく給食費は、1食あたり300円です。

Q2. 給食費の納付額はどのようにして決まるのですか？

A. 給食費の納付額は、年間の給食予定実施回数に応じた年間予定納付額を設定し、それを年6回に分けて納めていただくことになります。（各期の納付額と納期限は給食費の納入義務者様へ通知します。）最後の6期では給食を提供した食数に照らし合わせて、負担いただくべき給食費を改めて算出し、その額をお知らせします。

Q3 中学校に納める学校諸費のなかに給食費は含まれていないのですか？

A. 市立中学校、義務教育学校（後期課程）では含まれておりません。



Q4. 給食費は何に使われるのですか？

A. 納付していただいた給食費は、給食に使う食材料費に充てています。その他の物価高騰による不足分や調理等学校給食の運営に必要な経費は市が負担します。なお、生活保護を受給され、給食費を福祉事務所が代理納付している場合は、それらの費用は教育扶助費より負担されます。

Q5. 納付しないままだとどうなりますか？

A. 納期限までに納付がなかった場合は、督促状を送付しますので、同封の納付書に記載されている納期限までに納付してください。納付方法は、金融機関窓口やコンビニエンスストアでの支払いのほか、スマートフォン決済アプリの利用が可能です。督促状及び催告書を送付してもなお納付されない場合は、裁判所において支払督促等の法的手続きを行う場合があります。

Q6. 給食を食べなかった場合、給食費は返金してもらえますか？

A. 急な疾病やケガなど、個人的な理由により欠席した場合については、食材の準備などが済んでいるので、給食費の返金はできません。ただし、入院など平日で連続5日以上（土日祝除く。）長期で欠席する場合は、事前に届け出ていただくことで提供を停止することができます。

5.口座振替について

Q1. 給食費の支払いはどのようにすればよいですか？

A. 給食費は、保護者が登録された金融機関の口座からの口座振替によりお支払いいただけます。口座振替の登録については、市から大阪ガスファイナンス株式会社にWeb登録サービスの提供を依頼しており、スマートフォンもしくはタブレットから登録をしていただけます。

Q2. 中学校にきょうだいがいる場合、口座振替の手続きはそれぞれに必要ですか？

- A. はい、中学校に複数のお子様がいる場合、それぞれに手続きが必要です。手続きに必要な案内書類は生徒お一人ずつ学校を通じて配布しますので、確認をお願いします。
給食費の支払いについて、学校や教育委員会で現金のお預かりはできません。

Q3. 口座振替に係る手数料は、保護者負担ですか？

- A. いいえ。市が負担します。

Q4. 口座振替の振替日はいつですか？

- A. 口座の振替日は、7、8、10、12、2、3月の28日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）です。

【口座振替日】

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
納付期限	7月28日	8月28日	10月28日	12月28日	2月28日	3月28日

※振替日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日が口座振替日となります。

※給食費の1食あたりの金額に年間予定実施回数を掛けて算出した額を6期に分けて口座振替します。年間の予定食数が提供した食数と異なる場合は、最後の口座振替時に調整します。

Q5. 口座の残高不足等により口座振替できなかった場合は、再度口座振替されますか？

- A. 再度の口座振替はされません。納期限までに納付がなかった場合は、督促状を送付しますので、同封の納付書にて指定期限までに納付書に記載の納付場所にて納付してください。

Q6. 現在、生活保護（又は就学援助）を受けているが、口座振替の手続きは必要ですか？

- A. 必要です。生活保護を受給されている方で、給食費を福祉事務所が代理納付されない場合や生活保護又は就学援助の受給対象でなくなった場合は、登録の口座より給食費が振替られます。また、認定の決定時期等により還付が発生した場合、登録された口座へ振込みします。

Q7. クレジットカード決済はできますか？

- A. 利用できません。口座振替登録をしていただき、口座振替にて納付をお願いします。



6. 給食の申込み等の手続きについて

Q1. 給食の申込み等手続きについておしえてください。

A. 下記のとおり、手続きをお願いします。

【中学校給食申込み等の手続き】※生徒 1 人につき 1 回申込み等をしてください。

手続き	手続きの対象	手続きについて
① 学校給食のオンライン申込み お手元のスマートフォン等にて別途学校より配付する QR コードもしくは URL から申込みしてください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">全員</div>	中学校給食の提供を受ける生徒全員 ※食物アレルギー等の理由により在籍するすべての期間において学校給食の提供が不要な方は、例外的に申込みの必要はありませんが、その旨、 <u>必ず学校へ連絡してください。</u>	・在籍期間中の中学校給食の提供を申込み手続きです。
② 口座振替 Web 登録 お手元のスマートフォン等にて別途学校より配付する QR コードから登録してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">全員</div>	中学校給食の提供を受ける生徒全員 ※就学援助費・生活保護費を受給されている方も、認定の期間により口座振替もしくは口座へ還付する場合がありますので、登録してください。	・登録サービスの提供は、当市より大阪ガスファイナンス株式会社に依頼しております。 ・登録に必要な事項及び登録の期限や登録時必要となる認証コードは学校より書面でお知らせします。

7. 学校給食の納付額・通知について

Q1. 給食費についてどのように通知されますか？

A. 「学校給食費納付額決定通知書」を給食費の負担者様に配付します。令和 8 年度は、7 月中旬を予定しております。

「学校給食費納付額決定通知書」には、各期の納付額及び納期限（口座振替日）を記載しております。

【令和 8 年度の予定】

納期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期
納付期限	7 月 28 日	8 月 28 日	10 月 28 日	12 月 28 日	3 月 1 日	3 月 29 日
納付額	9,000 円程度 ※1	9,000 円程度 ※1	9,000 円程度 ※1	9,000 円程度 ※1	9,000 円程度 ※1	給食の食数 に応じて調整 した額

※令和 8 年 4 月 1 日時点の目安の金額です。

Q2. 予定していた年間の食数よりも給食の提供が少なかった（もしくは多かった）場合、通知はもらえますか？

A. はい、3月に「学校給食費納付額変更通知書」を配付します。

3月に、年間の提供食数を確認し、給食費の負担者様に負担いただくべき給食費を算出した通知を配付しますので、確認ください。また、必要な額より多く納付いただいている場合は還付し、必要な額より少ない納付であった場合は、差額を請求します。

なお、生活保護（又は就学援助）を受給されている場合で、ご自身で負担いただく給食費が発生していない場合は、「学校給食費納付額変更通知書」は配付しません。

Q3. 「学校給食費納付額決定通知書」を受け取った後、生活保護（又は就学援助）を受給することになった場合、再度通知はもらえますか？

A. はい、「学校給食費納付額変更通知書」もしくは「学校給食費還付（充当）通知書」、「納付書」を配付します。

給食の提供食数を確認し、給食費の負担者様に負担いただくべき給食費を算出した通知を配付しますので、確認ください。また、必要な額より多く納付いただいている場合は還付させていただき、必要な額より少ない納付であった場合は、差額を請求させていただきます。

Q4. 給食費の通知にはどんな種類がありますか？

A. 「学校給食費納付額決定通知書」・「学校給食費納付額変更通知書」・「学校給食費督促状」・「学校給食費還付（充当）通知書」があります。

これらの通知は、市より給食費の負担者様に送付させていただきます。

【通知書類一覧】

通知	内容
学校給食費納付額決定通知書	給食費を負担いただく方に、当該年度の給食費や納付期限について記載した通知を送付します。
学校給食費納付額変更通知書	給食の実施回数が年間実施予定回数と異なった場合や給食の提供状況に変更があった場合は、算出しなおした納付額を記載した通知を送付します。
学校給食費督促状	当初の納期限までに納付がない場合、督促状に納付書を同封して送付します。
学校給食費還付（充当）通知書	給食の実施回数が年間実施予定回数と異なった場合や給食の提供状況に変更があった場合で、還付が発生した場合は、その旨を通知します。



8. 学校給食の停止・再開について

Q1. 給食を停止（もしくは再開）したい場合はどうすればよいですか？

- A. 食物アレルギーや傷病等、やむを得ない事情で給食の停止もしくは再開を希望する場合は、届出が必要ですが、まず学校へご相談していただき、必要な書類を学校へ提出してください。
必要な書類を受理した日の平日 5 日後以降より給食の停止及び再開が可能です。

Q2. 給食の停止（もしくは再開）は、すぐにできますか？

- A. 停止（もしくは再開）できるのは、「学校給食（変更・停止・再開）届」を受理した日の平日 5 日後以降の該当分となります。なお、停止分の給食費は発生いたしません。

【停止の例】

受理した日	1 日後	2 日後	3 日後	4 日後	5 日後
停止届受理	給食費発生	給食費発生	給食費発生	給食費発生	発生せず

※休日を除く日の 5 日後となります。

【再開の例】

受理した日	1 日後	2 日後	3 日後	4 日後	5 日後
再開届受理	給食なし	給食なし	給食なし	給食なし	給食あり

※休日を除く日の 5 日後となります。

Q3. 給食の停止（もしくは再開）をした場合、給食費はどうなりますか？

- A. 必要な額より多く納付いただいている場合は還付させていただき、必要な額より少ない納付であった場合は、差額を請求させていただきます。

Q4. 給食の停止の提出を忘れていた場合、給食はどうなりますか？

- A. 学校給食停止届の提出がない場合は、給食は提供され、給食費の納付に係る学校給食費納付額決定通知書は送付されます。

9. アレルギー対応が必要な場合について



Q1. アレルギーがある場合、どのような手続きが必要ですか？

- A. 中学校給食では、生徒の安全のため、「羽曳野市学校における食物アレルギー対応の手引き」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」を提出している生徒に対し、以下の対応を実施します。
対応が必要な場合は、必ず学校へ申し出てください。

なお、食物アレルギーへの対応については、詳細を下記 WEB サイトに掲載しておりますのでご確認ください。

<https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/gakkoukyouiku/syokuiku/16076.html>

(1) 詳細予定献立表での対応

給食の原材料を詳細に記した献立表を事前に配布し、それをもとに保護者と学校が事前確認を行います。誤った対応を防ぐため、生徒の自己除去による対応はできません。

(2) 家庭からのお弁当持参教室では、事前に確認した献立表等と照らし合わせ、献立の中で食べることができないおかず等の配膳は行いませんので、その日の献立にあわせて 1 食分や食べられないおかずの代替分をご家庭から持参してください。なお、除去食調理、代替食の提供はありません。

(3) 飲用牛乳の停止

乳アレルギーの場合、飲用牛乳の停止が可能です。(飲用のみ)

(4) 書類の提出について

学校生活管理指導表については、学校へ提出してください。
市への提出は不要です。



Q2. 飲用牛乳を停止した場合、1 食あたりの給食費はいくらになりますか？

A. 飲用牛乳の単価は、1 本あたり 70 円 (令和 7 年度の単価、牛乳の単価は年度により変更になる場合があります。) です。乳アレルギーや乳糖不耐症等により飲用牛乳を停止する場合は、まず学校へご相談していただき、必要な書類を学校へ提出してください。必要な書類を受理した日の平日 5 日後以降より飲用牛乳を除いた形で給食を提供します。この場合の給食費は、1 食あたり 230 円になります。

10. 転入・転出について

Q1. 転入することになった場合、どのような手続きをすればよいですか？

A. 転入する中学校へ、手続きする旨、お申し出ください。その後、市より学校給食のオンライン申込み及び口座振替 Web 登録のご案内を送付しますので、手続きください。

別途、市より「学校給食費納付額決定通知書」を送付しますので、各期の納付額及び口座振替日等をご確認いただき、納付のほどお願いします。

また、食物アレルギー等で給食の停止が必要な場合は、その旨学校へ申し出のうえ、「学校給食(変更・停止・再開)届」を提出してください。

Q2. 転出することになり給食を停止したい場合、どのような手続きをすればよいですか？

A. 中学校へ転出する旨、申し出ください。その後、「学校給食(変更・停止・再開)届」を提出してください。ただし、停止ができるのは、「学校給食(変更・停止・再開)届」を受理した日の平日 5 日後以降の該当分となります。(停止分の給食費は発生いたしません。)

また、給食の提供食数に照らし合わせて、給食費の負担者様に負担いただくべき給食費を改めて算

出し、「学校給食費納付額変更通知書」を配付します。必要な額より多く納付いただいている場合は還付させていただき、必要な額より少ない納付であった場合は、それを加味して請求させていただきます。

【給食の手続きについて】

	学校へ申し出	学校給食の オンライン申込み	口座振替 Web 登録	学校給食（変更・ 停止・再開）届
入学	○	○	○	△（食物アレルギー 等で停止する場 合は必要）
住所や保護者 の変更等	○	×	△（口座名義が 変わる場合は必 要）	○
市内の転校	○	×	×	○
市外からの転入	○	○	○	△（食物アレルギー 等で停止する場 合は必要）
市外へ転出	○	×	×	○
長期欠席等	○	×	×	○（停止する場 合は必要）

※○のついている手続きをしてください。

※×のついている手続きについては、再度の手続きは不要です。

※△のついている手続きについては、該当の方のみ手続きが必要です。

11. 就学援助・生活保護を受けている場合の学校給食費について

Q1. 就学援助費を受給している場合、納付しなくてよいですか？

A. 現物支給となるため、学校給食費の納付は必要ありません。ただし、就学援助費の受給が決定した日によって、給食費の負担者様に納付していただく必要がある給食費が発生する場合（もしくはすでに納付していただいた給食費の還付が発生する場合）があります。

Q2. 生活保護費を受給している場合、納付しなくてよいですか？

A. 給食費を福祉事務所が代理納付している場合は、給食費の負担者様にて納付いただく必要はございません。ただし、給食費を福祉事務所が代理納付されない場合は給食費の負担者様に納付していただく必要があります。

また、生活保護を開始された日によって、給食費の負担者様に納付していただく必要がある給食費が発生する場合（もしくはすでに納付していただいた給食費の還付が発生する場合）があります。

12. その他

Q1. 学校給食費の納付が困難な場合は、どうすればよいですか？

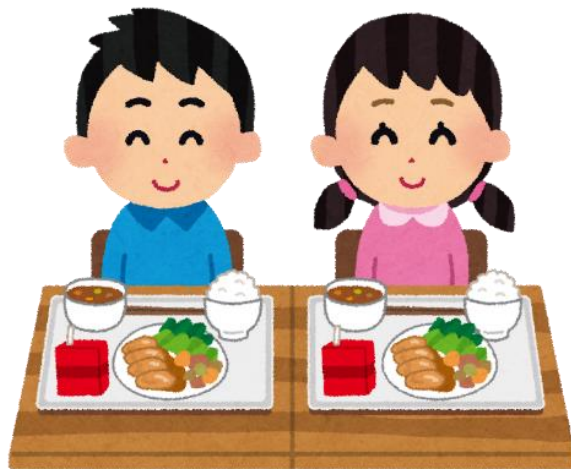
A. 経済的な理由により納付が困難な場合は、就学援助や生活保護の受給について、お早めに担当の部署へご相談ください。（就学援助の担当課は学校教育課、生活保護の担当課は生活福祉課となります。）

Q2. 食べ残した給食を持ち帰ってもよいですか？

A. 食べ残した給食は持ち帰れません。すべて、所定の返却場所に返却してください。

Q3. 給食時間に、ふりかけ等の食品を持参してもいいですか？

A. 学校給食は、すべての生徒が安心して同じ内容の食事を摂ることができるよう配慮されています。そのため、家庭からのふりかけ等の食品の持ち込みは、衛生・アレルギー・公平性の観点からご遠慮いただいておりますので、ご理解とご協力をお願いします。



○お問い合わせ○

羽曳野市教育委員会事務局

学校教育部 食育・給食課

TEL : 072 (958) 1111 (代表)

